

6 留学等・単位互換制度

◆海外留学派遣制度

本学では、学生の学力の向上と国際感覚の育成を図ることを目的として海外留学派遣制度を設けています。短期海外研修と長期海外研修があり、この制度により、本学が指定する外国の大学等(以下、「指定大学」という。)において習得した単位は、本学の規程の範囲内において認定されます。ただし、認定する単位数等に制限があります。また、この制度を利用して留学した学生に対して、費用の一部を本学から補助する制度があります。詳しくは国際・留学支援課にお問い合わせください。

※海外留学派遣制度は、年度によって指定大学、授業内容等が変更される場合があります。(令和3年度は、外務省危険情報等を踏まえ、ほとんどの現地派遣を中止とします。)

※海外留学のため本学の期末試験が受けられない場合は、追試験が受けられます。また海外留学中に、帰国後の本学科目の履修登録ができる制度があります。詳しくは教育推進課にお問い合わせください。

◎短期海外研修

1か月程度の海外研修で、本学の休業期間中に実施します。

〈LEAP 海外英語研修プログラム〉※現地派遣中止
2年次生以上を対象に、夏季休業期間中に約4～5週間、オーストラリアやイギリスの大学等で集中的に英語学習を行います。

〈LCAP 海外中国語研修プログラム〉※現地派遣中止
2年次生以上を対象に、夏季休業期間中に約2～3週間、中国または台湾の大学等で集中的に中国語学習を行います。

〈フィンドレー大学看護研修〉

看護福祉学部2年次生を対象に、春季休業期間中に約2～3週間、フィンドレー大学(アメリカ)の保健専門学部で看護研修を行います。

〈アジアの英語圏への短期体験研修〉※夏季の現地派遣中止(春季は未定)

1年次生を対象に、夏季・春季休業期間中に約2週間、シンガポールで語学研修等を行います。

〈台湾協定校サマープログラム〉※現地派遣中止

宜蘭大学と台中科技大学が、夏季休業期間中に2週間程度実施する日台交流プログラムで、中国語学習、台湾文化体験などを行います。

〈ベトナム協定校サマープログラム〉※現地派遣中止

貿易大学が、夏季休業期間中に3週間程度実施するプログラムで、起業家精神について英語で学びます。

◎長期海外研修(交換留学)

主に2年次生以上を対象とした6か月～1年程度の研修です。学術交流協定を締結している協定校との間で実施します。

※フィンドレー大学(アメリカ)以外、派遣中止

※フィンドレー大学(アメリカ)への現地派遣は未定

〈協定校〉

中国 浙江財経大学、吉林大学、浙江工商大学

韓国 江陵原州大学校、全南大学校

台湾 高雄科技大学、宜蘭大学、台中科技大学

ベトナム ホーチミン市人文社会科学大学、貿易大学

タイ カセサート大学

アメリカ フィンドレー大学

イギリス チェスターカレッジ

カナダ トロント大学 SCS

〈出願資格〉

派遣時に本学に在籍する学生

〈授業料等〉

協定校の検定料、入学料、授業料および聴講料等は無料です(大学によって条件が異なります)。ただし、本学の授業料は支払う必要があります。

〈履修期間〉

履修期間として1年または前期もしくは後期

〈交換留学生の数〉

1大学、1学期につき1～3名程度。大学によって受入人数が異なります。

〈協定校の授業における使用言語〉

原則としてその大学がある国の母国語。一部、英語で履修可能な大学もあります(TOEFL / IELTS 基準)。

〈留学に係る費用〉

協定校までの渡航費、履修期間中における滞在費、海外旅行保険等は本人負担となります。

〈渡航情報登録〉

渡航期間に応じて外務省海外旅行登録「たびレジ」または「在留届:ORRネット」に登録を義務付けます。

<海外保険加入>

渡航期間に関係なく、海外留学を行う学生は海外旅行者傷害保険に必ず加入し、安全な留学生活が送れるよう支援します。

◎海外自主研修

学生の専門性を高める分野での自主的な研修に対して、費用の一部を補助します。

◆チューター

チューターは、日本の生活に不慣れな外国人留学生の学業および生活についてサポート等を行います。学内から募集します。

◆取次申請

外国人留学生が日本で留学を継続するためには、以下のような手続きが必要となりますが、本人に代って大学が在留資格審査関係の申請取次ぎをする取次申請制度を利用することができます。いずれの申請も、パスポート、在留カードが必要となります。手数料や必要書類が申請の種類によって異なるので、国際・留学支援課で早めに相談してください。

<在留期間更新許可申請>

在留期間を超えて引き続き日本に滞在する場合には、満了する日のおおむね3か月前から更新手続きを行うことができます。在留期間を超えて滞在すると処罰の対象となるので余裕をもって更新手続きを行ってください。

<資格外活動許可申請>

留学中は学修以外の活動は認められません。アルバイトを行おうとする場合には必ずこの手続きが必要です。また、アルバイトの内容や、活動時間に制限があるので注意してください。

<再入国許可申請>

留学中に日本を出国し、再び日本に戻る場合に必要の手続きであり、出国前に手続きを行ってください。入国1回限りの許可と数回有効の許可があります。

<活動機関に関する届出>

2012年7月9日以降に上陸許可、在留資格変更許可、在留期間更新許可を受けた方は、卒業・修了や退学など、大学から籍が無くなる場合、また、他の大学に転学・進学する場合、14日以内に入国管理局に届け出が必要です。大学を通じて届出してほしい場合は、国際・留学支援課までご相談ください。

◆単位互換制度

本学在学中に県内他大学等で修得した単位が、本学単位として認定される制度です。

各大学等においてさまざまな分野の授業科目が開放されますので、自分の専攻分野の知識を深めたい人、自分の興味や関心がある分野について学んでみたい人は学生カウンターに問い合わせてください。

<授業を受けることができる大学等>

福井大学、福井工業大学、仁愛大学、敦賀市立看護大学、放送大学、仁愛女子短期大学、福井医療大学、福井工業高等専門学校

<出願資格>

派遣時に本学在籍の学生

<授業料等>

検定料、入学料、授業料は無料です。

ただし、放送大学は授業料が必要となりますが、一定の基準を満たした場合に大学から同額の助成金を支給します。

<受講できる科目>

他大学等で開講されている「単位互換開放科目」